

公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和8年3月6日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度ハレいろサイクリングルート魅力強化事業
- (2) 業務内容 令和8年度ハレいろサイクリングルート魅力強化事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 19,087,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
本事業の委託額は事業実績によるものとし、事業実績の減により不要になったと認められる経費については、その差額を減額する。

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

また、本業務については、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本提案に係る代表者を選定し、その者は、グループを代表して、本提案に係る連絡調整等を県と行うものとする。また、協定書を提案書提出時に提出すること。なお、グループを構成する全ての者が、下記の要件を満たしている必要がある。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が、「大分類5企画・製作」の「小分類5広告・広報」、「小分類6イベント企画・運営」及び「小分類7デザイン企画」の3つの分類に登録されており、格付区分が全てAであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、

- 役員についても当該条件を満たすものであること。)
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (9) 過去5年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、同種の業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
 - (10) 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。

3 事業委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部 観光課 国内誘客班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話 086-226-7382

FAX 086-224-2130

E-mail kanko@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

(1) 委託仕様書の配布期間及び場所

① 配付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月16日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

② 配付場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県観光課のホームページからダウンロードすることができる。[\(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/\)](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/)

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）等を次のとおり提出しなければならない。また、提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

① 提出期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月16日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

② 提出書類

ア 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

※ 複数者による共同提案の場合は共同企業体名で提出すること。その際、

共同企業体の代表者及び構成員が分かるように記載し、様式第1号の添付書類（下記イからエに定める書類）については、共同企業体の構成員全員が各1部提出すること。

イ 組織概要書、役員名簿が書かれたもの（会社案内等）

ウ 同種事業の実績に係る資料（過去5年以内）

エ 岡山県税（岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税）の全項目について滞納がないこと（又は課税がないこと）を証する書類

※ 岡山県の証明書については、岡山県の各県民局（備前、備中、美作）税務部収納管理課にお問い合わせください。

③ 提出場所

上記3の場所に同じ。

④ 提出方法

持参、電子メール、又は郵便等

（配達記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留等）によるものとする。なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）

電子メールでの提出の場合は、電話にて着信を確認すること。

（3）技術提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月19日（木）までに、上記3の宛先へ電子メールにより説明を求める書面を提出することができる。

（4）仕様等に対する質問の受付

① 受付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月16日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

② 質問方法

仕様書等に対する質問・回答書（様式第2号）により上記3の宛先へ電子メールにより送付すること。なお、送信後に電話にて着信を確認すること。

③ 回答方法

上記5（1）②の岡山県産業労働部観光課ホームページに掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の質問方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

④ その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書の提出

本技術提案への参加資格があると認められた者は、次の書類の指定する部数を提出しなければならない。

(1) 提出書類

① 提案書（様式第3号）【原本1部＋写し5部】

② 提案説明書（原則として、A4判横向きカラーとすること）【原本1部＋写し5部】

③ 見積書（任意書式）【原本1部＋写し5部】

本事業に係る経費の見積及び内訳を具体的に示すこと。また、会社名、役員名及び代表者名を明記すること。

④ 複数者による共同提案の場合は協定書の副本【1部】

(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）午後5時必着

(3) 提出先

上記3の場所に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵便等

（配達記録の確認ができる方法（一般書留、簡易書留等）によるものとする。
なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）

7 ヒアリングの実施

提出された技術提案書に不明な点などがある場合は、適宜ヒアリングを実施する。

8 技術提案書の審査

(1) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

9 契約

選定された委託予定事業者との間で提案内容について協議を行った上で、契約を締結することとする。その際、提案内容の一部を変更する場合がある。また、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、契約を締結しないことがある。

なお、審査会で選定された業者が契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を委託予定事業者とし、提案内容についての協議を行った上で、契約を締結することとする。

10 その他

- (1) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出及び説明を求めることがある。
- (4) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (6) 提案の内容は、双方で協議の上、変更する場合がある。
- (7) 今回の業務委託により作成される成果物の著作権は、全て岡山県に帰属し、二次利用についても何ら問題がないことを保証するものとする。また、素材の使用に係る使用料その他一切の費用は、制作費に含まれるものとする。
- (8) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (9) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (10) 審査経過については公表しない。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る契約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (12) 本業務は、当該事業に係る予算が議会において承認されることを契約締結の条件とする停止条件付業務であり、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。